

議案第 89 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加西市長 西 村 和 平

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年加西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項を次のように改める。

監査委員	代表監査委員	弁護士、公認会計士及び税理士	月額	104,500	市長相当額
		その他の者	月額	84,500	市長相当額
	代表監査委員以外の委員	弁護士、公認会計士及び税理士	月額	84,500	市長相当額
		その他の者	月額	64,500	市長相当額

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

(審議資料)

加西市監査委員条例（昭和 42 年加西市条例第 22 号）が改正され、市議会議員のうちから監査委員を選任しないことに伴い、監査委員の報酬等について改めて規定するため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

区分		報酬の額	旅費	
監査委員	代表監査委員	弁護士、公認会計士及び税理士	月額 104,500 円	市長相当額
		その他の者	月額 84,500 円	市長相当額
	代表監査委員以外の委員	弁護士、公認会計士及び税理士	月額 84,500 円	市長相当額
		その他の者	月額 64,500 円	市長相当額

施行日：令和 3 年 6 月 2 日